

岡山市精神障害者ピアサポート活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 自らに障害のある当事者（以下「当事者」という。）による相談、支援や普及啓発が、精神障害者の不安解消等に有効であることから、市内で活動しているピアサポーターを市内の精神障害者、医療機関、相談支援事業所等へ派遣し、地域移行・地域定着を促進するとともに、新たにピアサポーターを養成することで、地域のピアサポーターの確保と活動の活性化を図ることを目的とする。

(実施機関)

第2条 実施機関は、保健所健康づくり課（以下「健康づくり課」という。）とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の一部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 本事業の事業内容は、以下に掲げる内容とする。

(1) ピアサポーター養成研修事業

ピアサポート活動に取り組もうとする当事者、医療機関、相談支援事業所等から申し込みのあったピアサポーター候補者に対して、ピアサポーター養成研修を実施する。

(2) ピアサポーター派遣事業

市民の精神障害者への理解の促進及び長期入院者への退院意欲の向上並びに地域で生活する精神障害者に対する不安解消、引きこもり、治療中断等の予防のため、ピアサポーターの派遣を実施する。

(事業対象者)

第4条 本事業の対象者は、以下に掲げる者とする。

(1) ピアサポーター養成研修事業

研修対象者は、岡山市内に在住または勤務、通所する当事者とする。

(2) ピアサポーター派遣事業

ピアサポーター派遣事業におけるピアサポート活動による支援を受けられる者は、岡山市内の精神障害者、医療機関、相談支援事業所等とする。ただし、ピアサポート活動を行う者はこの限りではない。

(申込及び決定)

第5条 申込並びに研修受講者及び派遣先は、以下のとおりとする。

(1) ピアサポーター養成研修事業

ア 研修受講の申込

ピアサポーター養成研修事業の参加を希望する者は、健康づくり課の定める研修受講申込書に必要事項を記載のうえ、所定の申込先へ申し込むものとする。

イ 受講者の決定

受講者の決定は、健康づくり課が行うものとする。応募者多数の場合は、健康づくり課で選考するものとする。

(2) ピアサポーター派遣事業

ア 派遣の申し込み

地域移行・地域定着支援活動、普及啓発活動に際して、ピアサポーターの派遣を希望する者は、健康づくり課の定める派遣依頼書に必要事項を記載のうえ、所定の申込先へ申し込むものとする。

イ 派遣の決定

健康づくり課は、派遣依頼書を審査し、適当と認められる場合は、派遣を決定するものとする。

本事業で派遣するピアサポーターとは、原則、本市で行う「ピアサポーター養成研修事業」における研修を修了した者とするが、地域におけるピアサポート活動の活性化を図る観点から、健康づくり課において派遣を適当と認めた者も含めるものとする。

(実績報告)

第6条 ピアサポーター派遣事業を実施した岡山市内に在住する者、医療機関、相談支援事業所は、事業完了後速やかに健康づくり課の定める活動報告書を提出するものとする。

(謝礼)

第7条 派遣活動を行ったピアサポーター及び随行者（派遣先と派遣されるピアサポーターのコーディネートを行った随行者）に対し、所定の報償費（旅費を含む。）を支払うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、健康づくり課が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。